

土木工事共通仕様書の改訂について

(前)国土交通省大臣官房技術調査課

たなか もとひろ
課長補佐 田中 基裕

1 はじめに

土木工事共通仕様書は、国土交通省の地方整備局等が発注する工事契約において、工事の請負契約書及び、設計図書の内容について、統一的な解釈および運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適切な履行の確保を図るためのものとされています。

また、共通仕様書は、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容のうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込んだもので、工事契約において契約図書の設計図書に含まれ、契約書と設計図書内の特記仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書およびその質問回答書

と整合を持ったものでなければなりません(図1)。

平成17年度版土木工事共通仕様書の主な改訂事項は、土木工事、港湾工事、空港工事の3共通仕様書の統合、関係諸基準等の改正との整合を図るものとなっており、以下にその内容を紹介します。

2 土木工事共通仕様書の統合

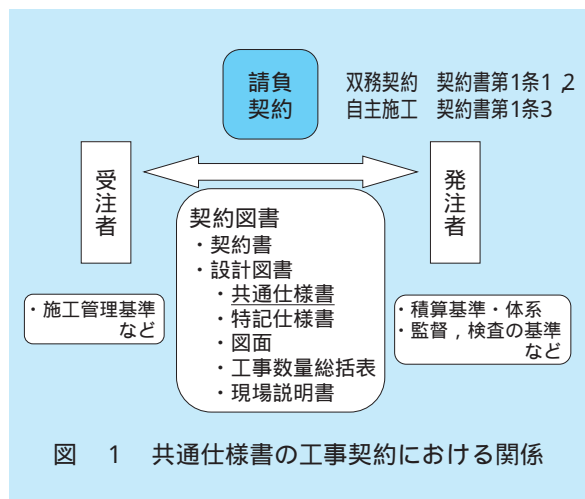
(1) 統合に当たって

土木工事の発注は、地方整備局等ごとに、主に「土木工事」「港湾工事」および「空港工事」の各分野に分かれて発注されています。

国土交通省は、平成13年1月の省庁統廃合によって、四つの省庁が一つの省となっており、省としての一体運用の観点からも平成15・16年度の2年度をかけて土木工事全体の統合版共通仕様書を作成することとしました。

一方、工事の契約は、請負契約となっており、「双務契約、自主施行」が基本であり、請負業者の施工方法等を規定しないものとなっています(図1)。また、発注者としての予定価格算出の積算基準・体系との調整、土木工事施工管理基準や監督・検査の基準との調整などを3分野で実施しつつ共通仕様書の統合を図ってまいりました。

3分野は、同じ土木工事ですが、過去の組織の



違い、対象とする施設の違いなどがあり、それぞれの仕組や根拠となる基準、通達等との違いがあり、共通仕様書の統合にはこういった点での調整が必要となりました。

そして、調整の結果、次のような基本方針をもとに統合を図ることとしました。

- ・可能な限りの統合を図る
- ・単に統合すると分かりにくくなる部分は、関係を記載して統合する
- ・統合すると不都合、あるいは、意味が違っている部分は別途記載することを統合方針とする

15年度は、三つの共通仕様書の違いを確認することとし、言葉の意味や違いの整理、記載根拠の整理などを行い、16年度は、その違いを確認しながら統合方針に従って統合を行いました。

(2) 統合における基本的事項の調整

15年度は、基本的事項の調整を実施し、語句の統一、記載事項の位置付け、全体構成の違いなどを確認しました。3分野において使用する語句の違いは、同じ語句でも意味が違うものや、使い方の違うものがあったり、同じ意味なのに語句が違っているものがありました。極力の統一を図ることとしました。

(例) アスファルト舗装工、路床盛土工

次に、16年度には、共通仕様書への記載根拠が

違っていたり、共通仕様書と制度等との関係が違っていることから取り扱いが違っているものなどについて調整して統合を行いました。検討を行った項目は、契約図書の記載事項の優先順位、特記仕様書の記載事項、協議・承諾の取り扱い、施工体制台帳の扱い、内訳書・工事構成書の扱い、数量総括の取り扱い、監督検査事務、工事監督事務、施工管理基準、写真管理基準、安全管理の扱いなどです。ここでは、監督・検査の違いと統合について例示します(表 1)。

(3) 統合共通仕様書と各分野版の関係

土木工事、港湾工事および空港工事の共通仕様書は、各分野において実施する工事の目的物の施工に必要な事項を記載したもので、各分野ごとでの工事を実施するのに必要なものが網羅されています。

3分野の共通仕様書の基本的構成は、いずれも、共通編と各編(例:土木分野では河川編、道路編等)から成り、各編で規定されていることから、統合共通仕様書は極力の統合を行う共通編と各編で構成することとし、各分野毎での工事施工もしやすいように、次のような関係としました(図 2)。

表 1 監督・検査の違いと統合案

土木工事共通仕様書	港湾工事共通仕様書	空港土木工事共通仕様書	統合案
1 1 22 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 中略 6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 後略	1 1 22 監督職員による検査及び立会 中略 3. 施工状況検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 後略	1 1 18 監督職員による検査及び立会等 中略 3. 請負者は、設計図書に定める監督職員の施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質等の確認を行い、その結果を整理し監督職員に提出しなければならない。 後略	土木工事共通編、港湾工事共通編、空港土木工事共通編それぞれに記載。
1 1 25 工事完成検査 1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。 後略	1 1 24 工事完成検査 1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき工事完成検査を受ける場合、工事完成通知書を発注者に提出しなければならない。 後略	1 1 20 工事完成検査 1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき工事完成検査を受ける場合、工事完成通知書を発注者に提出するものとする。 後略	1 1 25 工事完成検査 1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。 後略

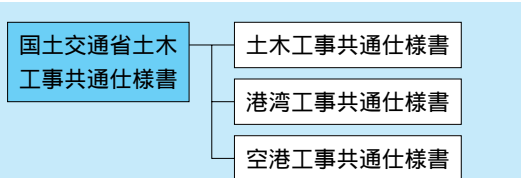


図 2 国土交通省土木工事共通仕様書（統合共通仕様書）と各分野版の関係

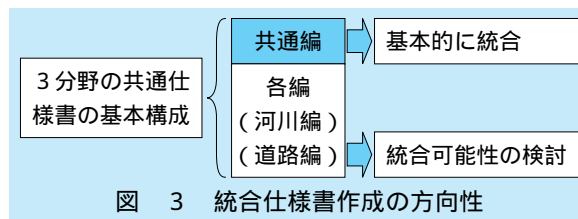


図 3 統合仕様書作成の方向性

3

共通仕様書の統合

(1) 統合仕様書の構成

現在、土木工事、港湾工事および空港工事の共通仕様書の基本的な構成は、共通編と各編（例：土木分野では河川編，道路編等）からなっています。

まず、共通事項を記載している共通編の記載内容は、各分野間においても共通の概念となる事項が多く、統合の可能性が大きいことから、基本的に統合を図るものとなりました。また、各編に記載されている内容は各分野における個別工事に関するものであり、それぞれの分野での特性が反映されたものとなっていることから、個別に統合の是非を判断することとしました（図 3）。

以上の点から、共通編の統合を細かく検討し、各編では各編同士の確認、各編と共通編の関係に

ついて検討を行い、具体的には、（図 4）のような統合を行うこととしました。

(2) 統合内容

次に、統合した主な内容について、順次、説明します。

① 総 則

3分野で規定されている総則の内容については、可能な限り統一を図り、共通編総則章に記載することとしました。各分野の土木工事、港湾工事、空港土木工事それぞれに固有のものは、土木工事共通編総則章、港湾工事共通編総則章、空港土木工事共通編総則章のそれぞれに記載することとしました。

② 材 料

土木工事、港湾工事および空港工事で使用する材料の仕様は、同一材料であって、使用上で同一に扱えるものは共通的な事項とし、仕様が異なるものや、現時点での同一の材料章として統合することは、混乱を招くと判断されるものは、材料編

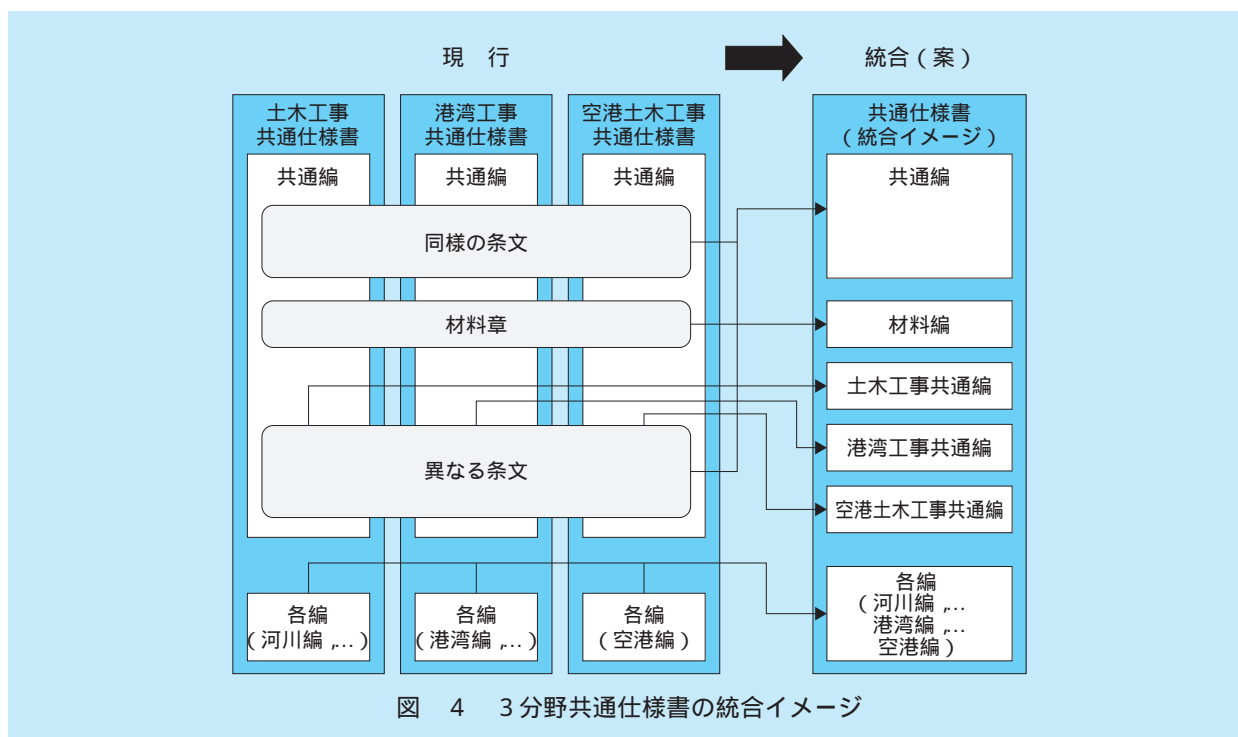


図 4 3分野共通仕様書の統合イメージ

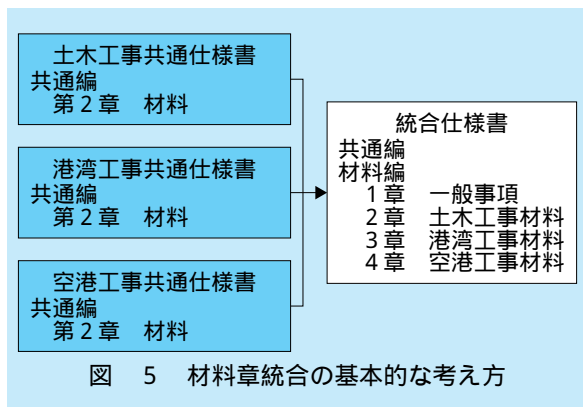


図 5 材料章統合の基本的な考え方

の各分野とすることにしました（図 5）。

③ 一般施工

各分野の共通編に規定されている一般施工に含まれる工種については、全分野（土木、港湾、空港）に共通する工種はないため、それぞれ土木工事共通編、港湾工事共通編、空港工事共通編で記載することとしました。

④ 土工

土工については、現在の積算体系における土工の扱いに準拠し、統合できるものを統合して表 2 に示した構成で統合を行いました。

⑤ 無筋・鉄筋コンクリートについて

各分野の共通仕様書の規定する内容は、コンクリート標準示方書を基本に規定し、各分野の構造物工事に重要な規定を抽出するとともに、独自の規定を加えるといった内容となっているので、全

第 1 編 共通編
第 3 章 土工
第 1 節 適用
第 2 節 適用すべき諸基準
第 3 節 河川土工・海岸土工・砂防土工)
第 4 節 道路土工
第 5 節 港湾土工
第 6 節 空港土工

体を包括できるようにすることにより無筋・鉄筋コンクリートに関する統合規定としました（図 6）。

4 工事工種体系との整合

現行の共通仕様書において、工事工種体系と整合していない工種等について、新たに追加を行う等の改訂を行っています。例えば以下の新規工種について追加対応することとしました。

（河川編）

第11節 光ケーブル配管工

- 1 11 1 一般事項
- 1 11 2 作業土工（床掘り・埋戻し）
- 1 11 3 配管工
- 1 11 4 ハンドホール工

（道路編）

第14章 情報ボックス工

- 第 1 節 適用
- 第 2 節 適用すべき諸基準
- 第 3 節 情報ボックス工
 - 14 3 1 一般事項
 - 14 3 2 作業土工（床掘り・埋戻し）
 - 14 3 3 管路工（管路部）
- 第 4 節 付帯設備工
 - 14 4 1 一般事項
 - 14 4 2 ハンドホール工

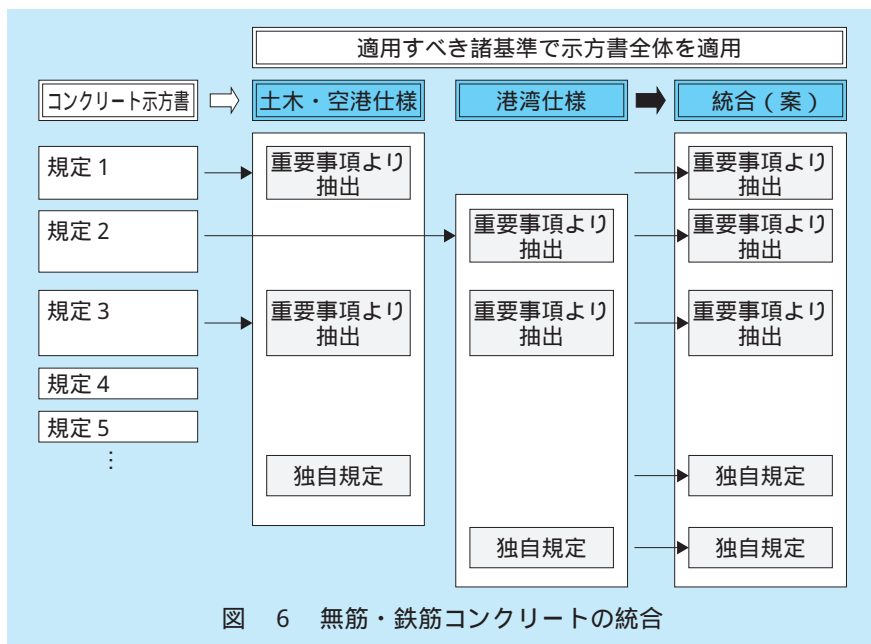


図 6 無筋・鉄筋コンクリートの統合

5

技術基準類等との整合

共通仕様書で引用している技術基準類等で、前回の共通仕様書の改訂時から本改定に至るまでの

間に改訂されているものに関して、その規定内容が仕様書における規定内容との間での不整合を確認し、必要な修正を行いました。

主な改訂内容は、表 3のとおりです。

表 3 技術基準類の改定内容と共通仕様書の改正

No.	技術基準書	主な改定内容	共通仕様書の改定案
1	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	現場溶接における足場	第2編 5 8 10 現場継手工 請負者は、現場継手の圧接作業において、常に安定した姿勢で施工できるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。
2	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	補強土擁壁工における壁面処理	第4編 3 4 6 補強土擁壁工 請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、...
3	土木構造物設計マニュアル(案)(土木構造物・橋梁編)	規定の追加	第6編 1 7 6 場所打函渠 請負者は、部材の形状が設計図書に示された場合を除き「土木構造物設計マニュアル(案)(土木構造物・橋梁編)」の規定によらなければならない。
		鉄筋のかぶり	第1編 5 5 3 鉄筋の組立て 請負者は、設計図書に特に定めのない限り、プレキャスト製品を除くボックスカルパートの鉄筋のかぶりは、頂版・側壁の各部材については4cm、底版については7cm以上として、また主鉄筋中心からコンクリート表面までの距離は、頂版・側壁については10cm、底版については11cmを標準値とし、鉄筋のかぶりを保つよう、...
4	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)(ボックスカルパート、擁壁編)	場所打擁壁工におけるコンクリート強度(鉄筋)	第2編 1 6 3 場所打擁壁工 コンクリート擁壁で使用するコンクリートの強度及び鉄筋の材質は、設計図書に示された場合を除きコンクリートの強度は24N/mm ² 、鉄筋の材質はSD345を用いなければならない。
5	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)(樋門編)	規定の追加	第2編 3 3 6 函渠工 請負者は、部材の形状が設計図書に示した場合を除き「土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)(樋門編)」の規定によらなければならない。
6	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)	主桁の仮置き	第6編 5 4 3 ポストテンション桁製作工 請負者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。
7	道路トンネル非常用施設設置基準	排水勾配	第6編 7 5 4 床版コンクリート工 請負者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくし、また排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。
8	舗装設計施工指針	プライムコートの留意事項	第1編 3 6 2 アスファルト舗装の材料 プライムコートは、雨水による浸食や上層の施工前および施工中の工事車両から路盤面を保護できるものであり、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK 3の規格に適合するものとする。
		タックコート	第1編 3 6 2 アスファルト舗装の材料 タックコートは、舗装するアスファルト混合物とその下層の瀝青安定処理、中間層、基層との付着および継目部の付着を良くするために、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK 4の規格ものを用いるが、層間接着力を特に高める必要がある場合には、ゴム入りアスファルト乳剤(PKR T)を用いることもある。

No.	技術基準書	主な改定内容	共通仕様書の改定案
8	舗装設計施工指針	目地材	第1編 2 12 2 目地材 目地材は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。
9	舗装施工便覧	セメントコンクリート用骨材のすりへり減量	第1編 2 5 2 セメントコンクリート用骨材 すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%とし、その他の場合は40%とするものとする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用する。
		フライアッシュ	第1編 2 5 5 フィラー 石粉は、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダストおよびフライアッシュなどを用いる。石粉およびフライアッシュは、水分1.0%以下で微粒子の団粒になったものを含まないものとする。
		アスファルト乳剤の使用量	第1編 3 6 4 舗装準備工 アスファルト基層工および表層工の施工にあたって、プライムコートおよびタックコートの使用量は、設計図書に示す場合を除き、0.3~0.6L/m ² を標準とする。

(注) ____ 部分を改定。

6

今後の対応

共通仕様書の改訂は2年ぶりとなります。設計図書としての整合を図りながら、3分野の共通仕様書の統合を行ったものですが、今後の改訂では、各分野の独自の事由で改訂が必要となった事項について全体の改訂事項とするかどうかの検討、3分野ごとの積算基準・体系の個別の変更事項からの改訂事項の扱い、各分野の独自の実施根拠となっている共通仕様書関係事項の変更を全体でどう扱うのかなどの判断が必要となってきます。このことに対しては、3分野の担当者が逐次に相談できる場を設定して対処していくこととしています。

さらに、次回の改訂までに通達等で対処しなければならないものについても、3分野の担当者と連絡会議を設けて調整を図ることとしています(図7)。

現在でも改訂検討を行っている事項がありますが、他の制度で検討中の事項や審議中の案件であり、今回の改訂には入っていないのですが、今後、これらの案件は3分野から見た判断が必要となってきますが、土木分野といった共通のフィールドであること、違った目を見たときに、よりよい回答が見つかることもあり、さらにより共通仕様書となっていくものと確信しています。

また、共通仕様書の性能規定への対応については、施工方法・手順、材料・製品仕様で導入の可能性はあるが、具体的な設計や発注工事が十分に整っていないこと、共通仕様書が現場施工の支障となっていないことを確認しており、すぐに改正を行う事項は見あたりませんが、こういった要請が整えば迅速に対応することとしています。

最後になりますが、今後とも共通仕様書は、契約図書の一部であることから中立のものであること、発注者・受注者の立場から明確であること、分かりやすいものであることなどを条件として、適正な改訂を実施していくものと考えています。

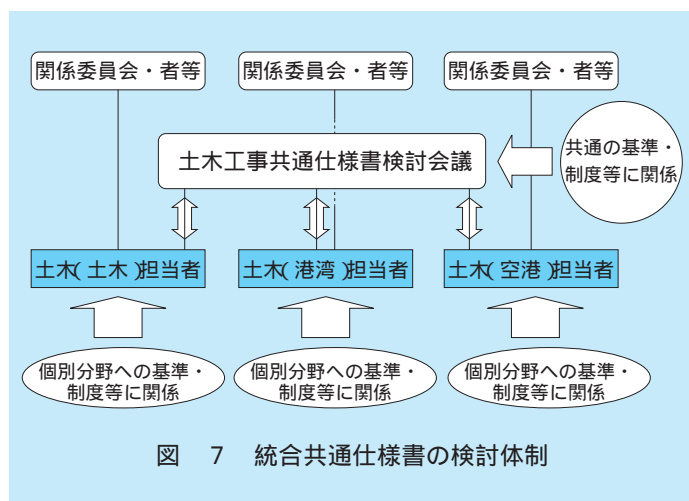


図 7 統合共通仕様書の検討体制